

大学院医歯学総合研究科（医学系）等個人評価委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学における教員個人評価に関する規則（平成21年3月31日規則第22号）に基づき、大学院医歯学総合研究科（医学系）の長及び医学部附属病院長が行う教員個人評価を補助する大学院医歯学総合研究科（医学系）等個人評価委員会（以下「個人評価委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（業務）

第2条 個人評価委員会は、別途定める方法によって教員より提出された自己評価書について、根拠データに基づいて領域評価及び総合評価を行う。

（委員等）

第3条 個人評価委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科（医学系）の長
 - (2) 医学部附属病院長
 - (3) 医学部教授会の構成員である教授 6名
- 2 前項第3号の委員は、大学院医歯学総合研究科（医学系）等の教員の業績評価実施要項第5の第3項第3号の教授をもってあてる。
- 3 その他、第1項に定める者のほか、委員長が必要と認める者を会議に出席させることができる。
- 4 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 前項に関わらず、委員の任期は、第1項第1号の任期を越えないものとする。

（議事）

第4条 個人評価委員会による議事は、次の各項による。

- 2 個人評価委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号をもってこれにあてる。
- 3 委員長は、個人評価委員会を招集しその議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員をもってこれを代行することができる。
- 5 個人評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（守秘義務）

第5条 評価委員会委員及びその他委員会に関わる者は、評価に関して知り得た情報について、他人に漏洩し、又は大学院医歯学総合研究科（医学系）の長及び医学部附属病院長が指示する目的以外に使用してはならない。

附 則

この規則は、平成21年6月3日から施行する。

附 則（平成28年5月11日規則第98号）

この規則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。